

様式第8号（第6条の5関係）

滋賀県収入証紙貼付欄

※交付手数料として1隻につき1,000円分の証紙を貼ってください。

※複数艇を一括で請求する場合等、貼付欄に貼りきれないときは裏面に貼ってください。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

〒  
請求者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称〕  
および代表者の氏名

電話番号

適合証再交付請求書

先に交付を受けた適合証について、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第15条の2第4項の規定に基づき、再交付を請求します。

1 船舶所有者の氏名	
2 請求者の区分 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 船舶所有者      イ 指定保管業者
3 船舶番号	
4 船舶の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 水上オートバイ イ 水上オートバイ以外のプレジャーボート
5 交付を受けた適合証の番号 (該当するものについてのみ記載してください。)	船体貼付用適合証： 原動機貼付用適合証：
6 再交付請求する適合証の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 船体貼付用適合証 イ 原動機貼付用適合証（船外機の場合に限る。）
7 再交付を必要とする事由 (再交付請求する適合証の種類ごとに記載すること。)	

- 注1 再交付請求に係るプレジャーボートが複数あるときは、1の欄および3の欄から7の欄までの内容を別紙として添付することもできます。
- 2 7の欄は、交付を受けた適合証の現況を具体的に記載し、再交付を必要とする事由を記載してください。
- 3 船舶検査証書および船舶検査手帳の写しを添付してください。ただし、指定保管業者が請求する場合は、これらを添付する必要はありません。
- 4 再交付する適合証には新たな番号が付番されます。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

(滋賀県記載欄) 以下の欄には記載しないこと。

受付	審査	決定	送付	登録

適合証交付番号(再)	
船体貼付用	原動機貼付用